

滋賀のアーカイブズ

2025.09
No.18

《第5回県史編さんだより》

- ・【特集】開館5周年を振り返って……………P.2～3
- ・【湖国こぼれ話⑪】大原重右衛門と茶業の歴史……………P.4～5
- ・【事務局だより】令和6年度資料収集の概要……………P.6
- ・【資料紹介⑱】「花の木」と中川泉三……………P.7
- ・催し物案内／利用案内／アクセス……………P.8

ISSN 2435-8223

花の木の果実と葉 『滋賀県天然記念物調査報告 第一冊』 滋賀県保勝会発行 一九二四年
【明 149 3 (5)】



滋賀県立公文書館
— SHIGA PREFECTURAL ARCHIVES —

【特集】

開館五周年を振り返って

当館は、令和二年（二〇二〇年）四月に開館し、今年で五周年を迎えました。本コーナーでは、そのあゆみを振り返りたいと思います。

〇 公文書管理条例の制定

当館開館のきっかけは、平成三十一年（二〇一九年）三月の「滋賀県公文書等の管理に関する条例」の制定です。本条例では、公文書を「健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源」と位置づけ、その適正な管理・保存・利用等を図ることで行政の説明責任を果たすことが重要だと規定しています。

公文書とは、職員が職務上作成し、または取得した文書で、組織的に用いるものとして、県の機関で保存されているものを指します。県の諸活動をはじめ、様々な歴史的事実が記されており、県民の知る権利を尊重する上で重要な記録です。しかし、そもそも文書が作成されなければ、必要なときに、それらの情報源に触れることができません。

そこで本条例では、意思決定に至る過程を含めた、文書の作成義務を明記しました（第四条）。これまでも、県の事務は、原則として公文書での処理が必要でしたが、作成する文書の範囲は、明確に定められていませんでした。本条例の制定により、最終的な意思決定だけでなく、経緯・過程を合理的に跡付け検証することができるよう、課長等との協議記録や、庁内外の

会議録、要望・交渉等に関する記録の作成が義務付けられることになりました。

公文書作成の際には、その文書の保存期間（三〇年以下）を定め、その後できる限り早い時期に、職員が歴史資料として重要か否かを判断する仕組みを整えました（第五条）。県の政策検討過程や実績、県民の権利・義務、社会・自然環境に関する重要な情報等の有無が、主な判断基準です。歴史資料として重要な公文書（歴史公文書）は、保存期間満了後に公文書館に移管され、永久に保存されることとなりました。

また公文書の廃棄の際には、事前に第三者機関の意見を聴く仕組みを整えました（第八条）。職員と有識者が二重に確認を行うことで、誤廃棄を防ぐとともに、判断の客観性を確保する狙いがあります。知事等は、同機関の意見を参酌し、公文書館への移管の是非を判断することになります。

1 県立公文書館の開館

令和二年四月に開館した当館は、前身の県政史料室を改組して、公の施設として新たに設置したものです（図1）。それまでの業務を引き継いだほか、更に次のような機能を強化しています。

第一に、閲覧可能文書の増加です。従来県政史料室で閲覧できる文書は、明治期から昭和二〇年（一九四五年）までの行政文書・資料が中心でしたが、それ以後の文書も、順次閲覧できるようになりました。開館時には、昭和二一〜五六年の旧永年保存文書を公開しています。例えば、占領終結後に本格化する軍事援助に関する文書や、昭和三〇年代に計画された日本横断

運河の関係文書、琵琶湖の公害被害の報告書など、戦後史を彩る貴重な資料が多数含まれています。

第二に、所蔵資料の目録検索・画像のデジタル公開の整備です。これまで資料の目録は、紙媒体とエクセル形式で公開していましたが、開館を機にウェブサイトでキーワード検索できる仕組みを整えました。また、利用頻度の高い資料から、順次資料画像の公開も始めました。県の法令をまとめた布達編冊や、神社・寺院の公的管理台帳である社寺明細帳、堤防や橋梁、道路等の長さが記された村絵図などの画像を公開しています。



図1 滋賀県立公文書館開館式の様子

2 開館記念誌の刊行

令和三年三月には、開館記念誌として『歴史公文書が語る湖国―明治・大正・昭和の滋賀県―』（図2）を刊行しました。この記念誌は、明治期から昭和期までの本県のあゆみを、豊富な資料写真を交えてわかりやすく紹介したもので、刊行以来多くの皆様にご愛読いただいています。

第一部では、明治・大正期を中心とした通史的構成を心がけました。第一章は「滋賀県の誕生」（明治元一〇年）、第二章は「文明開化と滋賀県」（明治一〇一二年）というように、明治期は概ね一〇年単位で章を区切っており、地方制度上の画期や時代像のまとまりを意識しています。

一方、第二部では、公文書館の利用案内や主な所蔵資料を紹介しています。本書の最終的な目標は、当館の所蔵資料を読者に直接利用してもらうことにあり、公文書館の刊行物という特徴を意識した箇所でもあります。興味のある方は、お近くの書店やECサイトなどからぜひご購入ください。



図2 『歴史公文書が語る湖国』

3 学習指導案集の作成

令和三年度には、2の『歴史公文書が語る湖国』を用いた学習指導案集を作成しました。もともと記念誌は、県内の中学校・高校に一部ずつ配布を予定していましたが、実際の授業で活用しやすいため、記念誌を用いた学習指導案集を作成することとしました。

実効性のある教材づくりのためには、現場の教員の協力が欠かせないことから、教育委員会を通じて六名の中高教員に執筆を依頼しました。令和三年四月から三回にわたり、『歴史公文書が語る湖国』授業活用研究会を開催しています。研究会では、記念誌の内容紹介に加え、所蔵資料のレファレンスや指導案の検討等を行いました。会長には、日本近代教育史が専門の宮坂朋幸教授（大阪商業大学）に就任いただき、専門的見地からの助言も得ることができました。

指導案集は、全二四頁からなり、歴史学習用四本、総合学習用二本を掲載し、宮坂教授には記念誌の授業活用の意義について寄稿いただきました。令和四年三月に刊行し、記念誌と併せて県内の中学校・高校計一六一校に配布しました。さらに令和四年度には、学習指導案集の続編（図3）の作成と、中学校・高校での公開授業も実施しています。

これから社会的にも本県としても、ますます公文書館と教育機関との連携が求められるなか、学習指導案集刊行はその初めの一步となりました。この経験は現在の県史編さんに係る情報発信事業においても、大いに生かされています。

4 県史編さん事業の開始

当館にとって最大の事業が、令和五年度から開始した『滋賀県史』の編さんです。令和四年九月に本県が誕生一五〇年の節目を迎えたことから着手したもので、本県にとって三期目にあたります。今回は、滋賀県が誕生した明治五年（一八七二年）から令和四年（二〇二二年）までの一五〇年間を主な対象としています。令和一九年度までの一五年間を編さん期間とし、通史編四巻、資料編二巻のほか、概説・図録・年表が各一巻の全九巻を刊行する予定です。

事務局を担う当館では、執筆に必要な資料収集と県民に向けた情報発信事業を進めています。「県史」という編さん物にとどまらず、県民の皆様がさまざまな形で、事業の成果をご利用いただける仕組みを整えていきたいと思っています。その時々進捗状況については、この『滋賀のアーカイブズ』でご紹介していきますので、今後ご期待ください。

（大月英雄）



図3 公文書館所蔵資料を用いた学習指導案集

大原重右衛門と茶業の歴史

甲賀市教育委員会歴史文化財課 水谷 光希

滋賀県は古くからお茶の産地として知られています。

現在、県内では甲賀市が特に茶の生産の盛んな地域であり、土山町周辺には茶畑が広がっています。土山町においては江戸時代から茶が作られていましたが、明治時代にお茶が主にアメリカやカナダへ輸出され、茶業が日本の主要な輸出産業となるのにもない、茶の生産量が大幅に増加しました。アメリカ人の飲料というところや紅茶を思い浮かべるかもしれませんが、一九世紀後半にはアメリカでは日本茶（緑茶）にミルクと砂糖を混ぜる飲み方が流行していました^二。

明治時代の道府県別に茶生産量をみると、一貫して静岡県が一位、三重県・京都府が二位か三位を占めるなか、滋賀県も一〇位以内に入ることが多い主要な茶産地でした^三。また滋賀県内における郡別の茶生産量をみると甲賀郡が半数近くを占め、郡内における町村別の茶生産量をみると、一八七八年（明治一年）には村間での生産量の差は小さかったのですが、一九一七年（大正六年）には大野村・土山村（土山町）・朝宮村（信楽町）に生産が集中し、それ以外の村との差が大きくなりました^三。

今回の湖国こぼれ話は、明治時代から昭和初期にかけて、茶の生産が盛んな土山を拠点として茶の品質改善、輸出拡大に取り組んだ大原重右衛門の活動について紹介します。

1 大原重右衛門の活動と大原武家文書

江戸時代に南土山村の庄屋を務めた家に生まれた大原重右衛門は、滋賀県会議員・滋賀県会議長・帝国議会議院議員といった公職を歴任しました。また甲賀銀行頭取や滋賀県農工銀行取締役・水口製糸株式会社社長に就任しました。これらの活動を行うなかで作成・収集した史料が大原武家文書として現在まで残されていて、近代滋賀県の政治・経済・産業などの歴史を明らかにするうえで重要な史料群です^四。

2 大原重右衛門と茶業の関わり

重右衛門は特に茶業に深く携わりました。茶は幕末の開港を契機に、横浜・神戸・長崎港からの輸出が行われ、生糸と並ぶ主要輸出商品となりました。しかしコスト削減のために粗悪な茶が生産され、海外からの信用が低下しました。一八八三年（明治一六年）にはアメリカで鷹茶輸入禁止条例が議会通过し、偽茶・不正茶の輸入が禁止されました^五。こうした事態を問題視して一八八四年には農商務省が茶業組合準則を發布して、全国の製茶地に組合の設立を奨励し、粗製茶の取り締まりを図りました。しかし茶業組合準則には制裁力がありませんでした。取り締まりを強化するため、一八八七年に茶業組合準則を廃止し、農商務省令第四号をもって罰則を付した茶業組合規則を發布しました。全国組織として茶業組合中央会議所が、滋賀県内でも滋賀県茶業聯合会議所と県下を四区に分けて大津市外四郡（滋賀・高島・栗太・野洲）、甲賀郡、蒲生郡外二郡（神崎・愛知）、坂田外三郡（犬上・東浅

井・伊香）茶業組合が設置されました。甲賀郡茶業組合のみが単一の郡で構成されていることから、滋賀県内での茶業生産における甲賀郡の役割の大きさが窺えます。重右衛門は甲賀郡茶業組合長を一八八八年（明治二年）から一九二六年（大正一五年）までの長きにわたり務め、滋賀県茶業聯合会議所の評議員や茶業組合中央会議所の副会頭といった茶生産組織の重職を担いました。

茶を長距離輸送して輸出するためには、「再製」という茶葉を乾燥させる火入れの作業を行う必要があります。開港当時は再製の技術を日本人が持つておらず、清国人に依存しました。また、居留地貿易で海外の景気の状態や茶の嗜好について日本人が持つ情報は限定的で、外国商館により不当に安く買い叩かれていました。このため、日本人自身が再製と輸出先での販売を行う「直輸出」できる会社の設立と海外情報の収集が求められました。一八九五年に東日本で日本製茶株式会社（横浜港から北米）、一八九六年に西日本で日本製茶輸出株式会社（神戸港から北米）、一八九九年に九州で九州製茶輸出株式会社（長崎港からロシア）が設立されました。日本製茶輸出株式会社の設立当時の取締役は山本亀太郎（兵庫県）・廣瀬満正（愛媛県）・伊東熊夫（京都府）・山本佐五兵衛（大阪府）・大原重右衛門（滋賀県）・脇野喜郎（奈良県）であり、近畿地方出身者が中心となっていました。

大原重右衛門は一八九四年から一八九七年まで衆議院議員として茶業界の意見を帝国議会に反映させる役割を果たしていました。茶業組合中央会議所は政府に

対して茶業に保護・補助を与えることを請願し、製茶販路拡張補助費として一八九七年から一九〇三年までの七年間、毎年七万円を政府から茶業組合中央会議所あてに交付することが第一〇議会において認められた。

補助金を用いて日本製茶株式会社・日本製茶輸出株式会社はニューヨーク・シカゴ・モントリオールへの喫茶店や陳列場の設置を茶業組合中央会議所から委託されました。日本製茶輸出株式会社は一九〇五年にニューヨークとシカゴに支店を設置して海外への輸出事業を拡大しました。国内には京都府に伏見支店、三重県に亀山支店、静岡県に静岡支店を設置し、重右衛門は静岡支店長を務めました。

3 海外への視察と滋賀県製茶生産販売組合

製茶販路拡張補助費の補助を受けて、一八九七年（明治三〇年）に大原重右衛門は三橋四郎次とともにアメリカとカナダ、一九〇〇年に遠藤弥三郎とともにアメリカ・カナダとヨーロッパを歴訪し、現地の茶業の視察を行いました。一九〇〇年の視察については、『米国派遣員復命書』（大原武家文書1-3¹³⁹）に詳細に記されています。七月六日に日本を出発し、一八日ヴァンクーバーに到着しカナダ・アメリカを視察し、シカゴ出張所主任水谷友恒とともに八月八日にヨーロッパへ渡航し、イギリス・ベルギー・オランダ・ドイツ・ロシア・オーストリア・イタリア・スイスを経てフランスに入りました。この当時フランスのパリにおいて巴里萬国大博覧会が開催され、そのなかに設

置された日本喫茶店を視察しました。その後イギリスを経て九月二三日にニューヨークに到着し、再び北米各地を巡訪し、一〇月八日にヴァンクーバーから乗船して二三日に日本に帰国しました。

大原重右衛門はこの二回の海外渡航を経て製茶業の前途が有望であると感じ、茶業の改善を行うには組合組織が必要と考え、一九〇六年四月二一日に滋賀県下一円を区域とした滋賀県製茶生産販売組合を組織し、大原重右衛門は組合長となりました。滋賀県製茶生産販売組合は土山村に事務所と再製工場を設けて製茶を加工（再製）し販売しました。この製茶は神戸及び静岡の直輸商を介してアメリカへ輸出されました。これまでは滋賀県で生産された茶は基本的に神戸で再製されていましたが、土山村に再製工場ができたことで、滋賀県内での再製が可能となりました。

このように近代において製茶業の発展に尽くしたため、一九一八年刊行の『滋賀県之茶業』に大原重右衛門は滋賀県茶業史上の功績者の一人に挙げられ、『現在本県茶業界ノ元勳』と称されました。茶業界において以上のような活動を行い、茶業関係の報告書や茶業界の主要人物との書簡も残されていることから、大原武家文書は近代茶業史においても貴重な史料群だと言えます。

【注】

- 一 角山栄『茶の世界史 緑茶の文化と紅茶の社会』中公新書、一九八〇年
- 二 粟倉大輔『明治期製茶業における荒茶生産』『日本茶の近代史』蒼天社出版、二〇一七年、初出二〇一五年



【写真】1900年パリ万博日本喫茶店（大原武家文書L 4-6）
建物に「JAPON PAVILLON THE JAPON」（フランス語）とある。

- 三 水谷光希「近代における滋賀県での製茶業と甲賀郡」『淡海文化財論叢』第一六輯、二〇二四年
- 四 『滋賀県甲賀郡南土山村大原武家文書調査報告書Ⅰ』（甲賀市教育委員会、二〇二五年）に大原重右衛門主要経歴一覧と大原武家文書目録（二部）・解題・内容紹介を掲載
- 五 日本茶輸出百年史編纂委員会編『日本茶輸出百年史』日本茶輸出組合、一九五九年
- 六 浅羽光次郎「京都府及滋賀県茶業視察録」『茶業界』第七巻第四号、静岡県茶業聯合会議所、一九二四年

令和六年度資料収集の概要

滋賀県が誕生した明治五年（一八七二年）から令和四年（二〇二二年）までの一五〇年間を対象期間とする県史編さん事業にとって、材料となる資料の収集は重要な仕事です。当館では、滋賀県にまつわる新聞記事の収集以外にも、県内のみならず、県外に残された、県史にかかわる資料の所蔵調査や収集等の作業も行っています。二年目となる令和六年度も引き続き、関係資料の調査・収集を実施しましたので、主だった資料を中心に簡単に紹介します。

令和6年度の主な県史編さん事業収集資料一覧

	資 料	所蔵先
①	県政関係書簡・書類等	国会図書館憲政資料室
②	立憲革新党関係資料	横浜開港資料館
③	唐川布施家文書	個人
④	選挙管理委員会資料	県選挙管理委員会
⑤	農村事情調査票	東京大学農学生命科学図書館
⑥	近江商人関係資料	滋賀大学経済学部附属史料館
⑦	近江麻布同業組合資料	滋賀県麻織物工業協同組合
⑧	県産業関係文献等	滋賀大学図書館・県立図書館
⑨	伊香郡役所資料	江北図書館
⑩	県中等教育学校関連文書	国立公文書館
⑪	県教育会機関誌	滋賀県教育会・筑波大学図書館・早稲田大学図書館
⑫	彦根高女同窓会誌等	彦根翔西館高等学校
⑬	里内文庫資料	栗東歴史民俗博物館

政治史関係では、明治前半期に滋賀県知事を務めた中井弘の書簡をはじめとした文書や、滋賀県選出の衆議院議員が主に所属していた政党だった立憲革新党の議会報告書（①②）等を収集しました。また明治三五年（一九〇二年）の衆議院議員総選挙で当選して一期を務めた、湖北地域の名望家・布施孫一郎（立憲政友会所属）の関係文書を調査し、資料撮影も行いました（③）。同文書には、政治史にかかわる書簡・書類以外にも、湖北地域の養蚕振興に関する資料も含まれており、明治期滋賀県の政治・経済の歴史にかかわる貴重な資料群であることから、現在も調査を続けています。

経済史関係では、近江商人の家文書または近江鉄道といった近江商人がかかわった企業の資料、そして近江麻布同業組合の関係資料（業務成績報告書や認可申請書類等）も収集しました（⑥⑦）。特に近江麻布は、近江上布ともいわれる湖東地域の伝統産業の一つであり、県の経済の歴史を明らかにする上で、重要な資料群といえます。その他に、滋賀大学附属図書館が所蔵している滋賀県工業試験場や物産陳列場の事業報告書、県立図書館が所蔵している戦前滋賀の副業や畜牛に関する報告書等も収集しました（⑧）。

社会史関係では、湖北地域の伊香郡役所資料を調査しました（⑨）。郡は府県と町村の中間にある機関で、その文書は本来、地域の行政資料として重要なのですが、郡制の廃止（大正二年（一九一三年））や、その後の行政機関の統廃合で失われてし

まったことが多いものです。しかし伊香郡役所文書は、残存状況が悪いとされる郡役所文書としては体系的に保存されてきた貴重な資料群です。その中から伊香郡の社会福祉にかかわる資料を収集しました。

教育関係では、国立公文書館にある県中等教育関係の文書以外に、戦前の県教育会機関誌、そして彦根高等女学校の同窓会誌等を収集しました（⑩⑪⑫）。特に県教育会の機関誌は、地方の教育の状況を理解する上で重要な雑誌ですが、表のように、滋賀県教育会のみならず、筑波大学や早稲田大学の図書館が所蔵しているように、各地に散在している状況ですので、引き続き収集を行っていきます。

また栗太郡を中心とする郷土資料のコレクションである里内文庫所蔵資料からも県の政治・産業・社会にかかわる資料を収集しました（⑬）。

以上のように、令和六年度の資料収集を実施しましたが、令和七年度も引き続き、県史編さんにかかわる資料の所蔵調査や収集等の作業も行っていきます。そしてこの事業にとって資料は重要ですので、もし滋賀県の近現代史に関する資料情報、また古い資料をお持ちの方は、当館までご連絡いただければ幸いです。

（山口一樹）

【資料紹介⑱】

「花の木」と中川泉三

第二回県史編さん企画展「大正時代の出発と湖国の発展―新聞でたどる文化・社会―」では、一九一〇年（明治四十三年）に行われた嘉仁皇太子（後の大正天皇）の滋賀巡啓と、それがきっかけとなって東押立村（現・東近江市）にある「花の木」（カエデ科の落葉高木）の分木が献上されたことをとりあげました（これについては、当館HP掲載の同企画展展示図録をご覧ください）。献上のきっかけは、巡啓時に「花の木」の枝と写真を皇太子が見たことでした。

これの実現に奔走した人がいました。その人は、滋賀県各地の郷土史編さんに従事した中川泉三（一八六九〜一九三九年）という郷土史家です。今回は、県に提出された上申書類【明ふ64-3（21）】を通じて、なぜ中川は皇太子に「花の木」を見てもらおうと尽力したのかについて、紹介したいと思います。

この上申書には、「花の木」は古代の歴史を研究する上で重要であるため、皇太子が巡啓で来県された折に、ぜひご覧いただきたく、本来であれば村長や郡長を経由して願ひ出るべきところを時間もないため、川島純幹知事に直接上申したと記されています。しかし、なぜ中川は「花の木」という植物が古代の歴史を知る上で重要だと考えたのでしょうか。これについては、上申書に添付されている「世界の稀樹花の木之記」と

いう文書からうかがえます。

中川は柏原村（現・米原市）村誌編さんに従事していた時、ある文書から「七竈」（ナナカマド。バラ科の落葉高木）なる植物が寛政四年（一七九二年）に大和郡山藩に献上されたことを知ります。しかし、この七竈なる植物のことについて判らないことがあり、困っていました。その頃、植物学者の牧野富太郎（東京帝大）が植物講習会のため来県していたので、中川は牧野のもとを訪れます。その結果、七竈のことは解決したのですが、あわせて牧野から滋賀には「花の木」という日本以外にはアメリカ大陸でしか確認できていない非常に珍しい木があると教えられます。

これを聞き、中川は滋賀の「花の木」のことを調べます。その際、歴史家・久米邦武が書いた日本古代史の書籍を読んだところ「日本の原人の説」に関する「発見」をします（なお中川は、柏原村村誌編さんにあたって、久米の教えを乞うたことがあり、以降二人は交流をもちます）。その発見とは、近年の人類学などの成果によれば、アメリカ大陸の古代人はアジア北部より流入した人々であり、そうした人々は日本には樺太・千島列島を経て流入し、アイヌの伝承にある「コロボツクル」という先住民となつたと久米が記した部分でした。これには、明治期日本でかわされたコロボツクル論争という「日本人」の源流をめぐる論争が関わっています。簡単にまとめれば、日本列島の先住民はアイヌ民族であったとする主張と、アイヌ民族が列島に居住する前の先住民としてコロボツクルがおり、これが原日本人だという主張の対立です。

この論争の展開は紙幅の都合で触れませんが、少なくとも中川にとつて、かつての「日本人」たるコロボツクルがアメリカ大陸まで渡っていたことを傍証するのが「花の木」だったといえます。それゆえに、中川は「花の木」が将来人類学或は考古学上の参考或は証拠に供せられて珍重せらるゝに至るやも」知れないとして、見てもらおうと考えたわけです。その意味で中川は、世界史・人類史の一端を、この滋賀の「花の木」に見出していたといえます。

なお「花の木」を見た皇太子は、非常な関心を寄せたそうです（一九一〇年一月一日付『京都日出新聞』）。もしかしたら『世界一周唱歌』が愛唱歌で、外遊を希望していた皇太子も、中川のように「花の木」を通じて、世界に対する思いをはせていたからかもしれません。（山口一樹）

【参考文献】

中川泉三没後七〇年記念展実行委員会編『史学は死学にあらず』二〇〇九年
坂野徹『帝国日本と人類学者』勁草書房、二〇〇五年
古川隆久『大正天皇』吉川弘文館、二〇〇七年



「世界の稀樹花の木之記」
1910年9月【明ふ46-3（21）】

催し物案内

【県史講演会】

・「近代の滋賀県における環境問題」

—琵琶湖とともにある暮らしと産業の歴史—

講師：香川 雄一さん

(滋賀県立大学教授・県史編さん編集委員)

日時：11月7日(金) 14時～15時30分

会場：コラボしが21大会議室(大津市打出浜二丁)

戦前の琵琶湖流域の環境問題について、地域社会への視点から考えます。[聴講無料/要予約]

【第18回企画展】

・「びわこ国体・びわこ大会から、

わたSHIGA輝く国スポ・障スポへ」

会期：8月25日(月)～10月30日(木)

会場：県立公文書館閲覧室 [観覧無料]

国スポ・障スポの本県二度目の開催を記念して、昭和56年に行われた本県初開催の「びわこ国体」を振り返ります。

【特別展】

・「滋賀県からみた琵琶湖疏水」(仮)

会期：11月4日(火)～11月末(予定)

会場：県立公文書館閲覧室 [観覧無料]

琵琶湖疏水施設の国宝・重要文化財指定を記念した京都市と滋賀県との連携展示です。

利用案内

【利用時間】 午前9時～午後5時

【休館日】 土曜日、日曜日、祝日

年末年始(12月29日～1月3日)

【閲覧方法】

①ホームページの「資料検索」から、閲覧したい資料を検索します。

②利用請求書に必要事項を記入して、しがネット受付サービス(本県インターネットサービス)、郵便またはFAXで提出します。

*利用制限情報の審査を行い、申請後三〇日以内に利用決定を行います(やむを得ない事情により審査期間を延長する場合があります)。

③事前に閲覧日を連絡の上、右決定通知書を持って御来室ください。

※目録の利用区分が「公開」の資料であれば、簡易閲覧として当日に利用できます。

【その他の利用】

・資料の撮影は、持参した機器で各自が行ってください(写しの交付もできます)。

・企画展示、自治体史・事典等の書籍は、審査なしで自由に閲覧できます。

・資料の保護のため、館内での飲食、鉛筆以外の筆記用具の使用は御遠慮ください。



- ① JR大津駅から東へ徒歩5分。
- ② 京阪電気鉄道島ノ関駅から山側(南南西)へ徒歩5分。

滋賀のアーカイブズ 第18号
令和7年(2025年)9月30日

編集・発行 滋賀県立公文書館

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県庁新館3階

Tel: 077-528-3126

Fax: 077-528-4813

Mail: archives@pref.shiga.lg.jp